

資料 18 本庁舎が使用できない場合の代替拠点の特定

1. 災害時における代替拠点

本庁舎は、平成27年に耐震補強工事済みであり、震度6程度の耐震性能は確保されている。しかし、それ以上の震度に対する耐震性は確保されていない。災害時には、既存の被災想定にかかわらず、地震等により、市役所本庁舎が使用できなくなる可能性があるため、本庁での応急対応が困難になることが予想される。これを踏まえ、代替拠点を特定しておくことが必要となり、以下の施設を代替拠点として指定する。

(1) 代替拠点

順位	施設名	所在地
1	串間市総合保健福祉センター	串間市大字西方 9365 番地 8